

◆ 会費納入はお早めをお願いします

4月中旬に2012年度の会費請求をいたしました。学会活動を支える貴重な財源となりますので、是非、お早めに納入いただきますようお願いいたします。

尚、2010年度、2011年度の会費未納の方は、『社会福祉学』の送付を一時停止させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

◆ メールアドレスをお知らせください

本学会ではメールニュースの発行等メールで情報提供する機会が増えています。その一方で、メールアドレスを学会事務局にご連絡いただいていない方（会員情報に登録されていない方）や、以前登録していたにもかかわらず、その後変更され、変更後のアドレスをお届けいただいていない方が大勢いらっしゃいます。是非、メールアドレスをお届けいただきますようご協力のほど、お願いいたします。

●ご逝去された会員（2011年度）

謹んでご冥福をお祈りいたします（50音順）

岡 輝秀、神戸賢次、斎藤美磨、重田信一、
重野妙実、高橋重宏、田中晴人

編集後記

芸能人の母親が生活保護を受給していることを批判的に報じた週刊誌の発刊後、各種のマスメディアで生活保護制度への様々な意見が行き交い、利用者へのバッシングが広がっている。そればかりか、親族による扶養を保護の要件とする法改正の議論にまで及んでいる。そこには、扶養義務をめぐる誤解や曲解、あるいは深い思い入れが交錯しており、恤救規則の「人民相互ノ情誼」を彷彿とさせる。

現行の民法は、扶養義務の範囲の広さばかりでなく、夫婦同姓のみの規定であることや、婚外子（非嫡出子）の相続分の2分の1規定など、家族制度をめぐる国際社会から大きく遅滞した内容が盛り込まれている。何度も民法改正の要望があがってきたが、一向に現実化する兆しはない。授業で家族制度について講義していて驚くのは、学生たちが日本の家族制度を普遍的なもの信じ、疑う余地もないと思っていることだ。実際には、個としての自立を前提とせず、個人の生き方を制約する規定のなかで、選択肢のない現実には置かれていることにも無自覚である。社会福祉研究／社会福祉教育は家族制度とどう向き合うのかが問われているのではないだろうか。

（湯澤 直美）